

## 熊本地震による災害を踏まえたP R T R制度に基づく届出に関するQ & A

### 【1. 届出方法関係】

問1-1：これまで電子届出を行ってきたが、インターネットが利用できない。どのように届出を行えばよいでしょうか。

(回答)

書面届出や磁気届出での届出をお願いします。

問1-2：パソコンが紛失等して届出書がダウンロード（入手）できない。どのように届出書を入手したらよいでしょうか。

(回答)

- ①届出先の自治体窓口で入手可能であれば、自治体窓口から入手してください。
- ②自治体からの入手ができない場合には、国から郵送いたしますので、問い合わせ先まで御連絡ください。

問1-3：本社が被災した事業所に代わり届出をしたいが可能でしょうか。

(回答)

- ①書面届出及び磁気届出の場合：本社が代わりに届出することができます。
- ②電子届出の場合：問い合わせ先まで御連絡ください。

### 【2. 算出方法関係】

問2：災害により、在庫量や排出量等のデータを紛失し、排出量等の算出ができない。どのように排出量等を算出したらよいでしょうか。

(回答)

算出方法については、物質収支による方法等のほか、法令上「その他の確に算出できる方法」も可能となっております。つきましては、在庫量や排出量等のデータを紛失した場合には、売上額等のデータ等により、可能な範囲内で排出量等を推計してください。

例えば、昨年度との売上額等の比較を行い、昨年度とおおよそ同等、1.5倍程度であれば、排出量等についても昨年度データと同等、1.5倍程度として排出量を推計すること等が考えられます。（過去の届出排出量等は必要に応じて情報提供させていただきます。）

また、本件について不明な点等がありましたら、個別にお問い合わせください。

※平成29年度に届け出ていただく平成28年度の排出量等については、熊本地震による災害関連流出分についても、環境中に排出されたものとして届出いただく必要があります。

### 【3. 届出事業者の要件関係】

問3-1：災害の影響で平成28年4月1日以降に「事業者」が廃業する／した場合、届出は必要でしょうか。

(回答)

平成28年4月1日時点で事業者が存在している場合には、届出が必要となります。

問3-2：災害の影響で「事業所」が廃止となった場合、届出は必要でしょうか。

(回答)

廃止となった事業所を有していた事業者が存在している場合は、当該廃止された事業所に関する届出が必要となります。当該事業者が廃止した事業所の所在していた都道府県（又は権限委譲がなされている市町村）を経由して届出を行ってください。